

『市場化テスト（モデル事業）』の適切な実施に向けて

平成17年5月12日
規制改革・民間開放推進会議
議長 宮内 義彦

．「市場化テスト」の概要

「市場化テスト（官民競争入札制度）」とは、公共サービスの提供が官による独占事業となっている現状を改革し、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みです。

すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく、欧米諸国でも既に実施されている制度です。

「市場化テスト」には、

公共サービスの質の向上（民間の自由な創意工夫により、国民にとりきめ細やかな優れた公共サービスが提供されるようになる）

公共サービスのコストの削減（民間の自由な創意工夫により、公共サービスの質を維持・向上しつつも、そのコストが削減できる）

新たなビジネスチャンスの拡大

等の効果が期待されており、政府としても、その本格的導入に向けて、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を進めることとしています。

．「モデル事業」の意義

今般、平成17年度に試行的に導入する「モデル事業」（3分野8事業）のうち、行刑施設に係る「モデル事業」について、法務省において、「官民競争入札の実施に関する方針」が策定され、公表されることとなりました。

当会議といたしましては、別添のとおり、法務省に対し「モデル事業」の適切な実施を確保するよう勧告してまいりました。

これらの「モデル事業」は、「市場化テスト」の本格的導入を実現していく上で、極めて重要な試みです。

「モデル事業」に参加される民間事業者の方々におかれましては、このような「モデル事業」の重要性を十分踏まえられ、自由な創意工夫により国民にとりよりよい公共サービスの提供を実現していただくよう、強く期待申し上げます。

．「第三者機関」としての当会議の取組

このような「市場化テスト」につきましては、官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、中立的な「第三者機関」が監視等を行うことが予定されておりますが、当該機関が設立されるまでの「モデル事業」については、当会議が所要の監視等を行うこととしております。

具体的には、担当省庁から「モデル事業」の実施状況等につき定期的に報告を受けるとともに、必要に応じ、実際に当該事業を受託される民間事業者の方々から、直接、事業の実施状況や現行制度の改善すべき点等について、ご意見をお聞きしていくこととしております。

また、官民間の比較を含めた「モデル事業」の評価につきましても、当会議自ら、定期的に評価を行っていくこととしております。

「モデル事業」の大きな意義を踏まえ、民間事業者の方々のご協力と、改善のための積極的なご提言を強く期待申し上げます。

連絡先

内閣府 市場化テスト推進室

山田（03-5501-1929、masaya.yamada@cao.go.jp）

宮崎（03-5501-1878、koichi.miyazaki@cao.go.jp）

【別添】

規制改革・民間開放推進会議から担当省庁に提出した主な意見

1. 事業実施スケジュールについて

受託事業について十分な事業実施期間を確保する観点から、遅くとも平成17年6月1日までに、適切に選定された受託者が実際の事業を開始できるよう、所要の手続を速やかに進めることが望ましい。

また、入札に参加する民間事業者が十分な準備期間と質疑応答の機会を確保できるよう入札公告から入札までの間に40日程度の期間を設けること、受託者の決定から実際の事業開始までの間に十分な引継ぎ期間と適切な引継ぎ手順を設けること、が必要である。

2. 事業実施地点について

市場化テスト（モデル事業）の目的に照らし、入札に参加する民間事業者の知見が十分に発揮し得る地点での実施が必要である。

3. 事業費について

市場化テスト（モデル事業）の目的に照らし、受託した民間事業者が当該事業を適切に実施するために十分な事業費を措置すべきである。

4. 「官民競争入札の実施に関する方針」の策定・公表について

市場化テスト（モデル事業）の目的に照らし、規制改革・民間開放推進会議第一次答申（平成16年12月24日）に規定する「官民競争入札の実施に関する方針」を適切に策定し、可能な限り早期に公表すべきである。

また、当該方針を踏まえ、入札への参加を検討する民間事業者に対し、その質問に適切に対応する等、所管府省において必要十分な情報開示を行うべきである。

なお、第一次答申においては、例えば下記（参考）の事項につき当該方針を策定する旨規定しているところであるが、具体的な内容については、下記5.を踏まえつつ、所管府省と当会議との十分な調整の上で策定することが必要と考える。

（参考）

- (ア) 対象事業に関する事項（具体的な対象事業の範囲、契約期間等）
- (イ) 関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置の内容
- (ウ) 落札者選定に関する事項（サービスのコスト削減及び質向上を実現し得る評価基準の具体的な内容、入札参加者の具体的な要件、選定スケジュール等）
- (エ) 事業実施に関する事項（契約条件の具体的な内容等）
- (オ) モニタリングに関する事項（時期、頻度、具体的事項等）

- (カ) 公共サービスの確実な提供の担保に関する事項
- (キ) 民間事業者等に開示する情報の具体的な内容
- (ク) 官内部における競争上不公正な情報交換を遮断するための措置に関する事項

5. 「官民競争入札の実施に関する方針」の規定内容について

市場化テストは、官と民との間の透明・中立・公正な競争を促すことにより、国民にとってよりよい公共サービスを効率的に提供することを目指すものである。

このため、本来、官も民も競争入札に参加することが望ましいが、モデル事業には、本格実施前の施行であるため、官がいわば「不戦敗」の形で競争入札に参加せず、民の間のみ競争入札となるものの、官が実施する事業と落札民間事業者のそれとの間で効率性等の比較が可能となり、その結果競争的環境が創出されるという場合も想定される。

市場化テスト（モデル事業）の目的に照らし、第一次答申に規定した事項に加え、特に以下の点に十分留意の上、「官民競争入札の実施に関する方針」を策定し、これに基づき、入札仕様書等を確定していくべきである。

- (1) 提供されるべき公共サービスの水準（要求水準）を、「官民競争入札の実施に関する方針」及び入札仕様書等において、客観的かつ可能な限り定量的な指標（Key Performance Indicator）を用い、明確に規定すべきである。

当該指標（Key Performance Indicator）は、モデル事業の対象事業のミッションを具現化する、具体的な成果（アウトプット）を示すものでなければならない。また、当該指標を将来にわたりどの程度改善していくかという将来目標と整合的に、これとあわせて明らかにすることが望ましい。

なお、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるよう担保するためには、提供されるべき公共サービスの水準（要求水準）をアウトプット指標等を用いて必要な限度で示すことを基本とし、具体的な仕様等の特定は必要最小限に止めることが適当である。

（事業実施の具体的な活動内容やプロセスまで詳細に規定するのは望ましくない。むしろ事業に係るインプットやプロセスには自由度を与え、提供されるサービスの質と量という成果の部分において、アウトプット指標を管理するサービスレベルアグリーメント（SLA）の手法等を用いて、受託者に求める点を定義すべきである。事業実施の具体的な活動内容やプロセスは柔軟に考えることが好ましい。これらを固定化すれば、民間のノウハウを活かしたコスト削減、付加的サービスの提供、従来のビジネスモデルとは異なった業務プロセスによる先進的なサービス提供といった民間の創意工夫が発揮しにくくなる。また、提供されるべき公共サービスの水準（要求水準）が適切な指標（Key Performance Indicator）を用いて明確化されない限り、民間事業者が入札への参加を具体的に検討できないことに加え、成果の客観的な観測が困難となり、目標管理を通じた事中・事後のモニタリング（＝予め合意されたアウトプット指標によってなされるもの）が実効性を有する形で実施できなくなる。）

- (2) 提供されるべき公共サービスの水準（要求水準）は、過年度の実績も踏まえ、適切に設定すべきである。この点を明らかにするため、モデル事業の対象事業について、過去数年間（5年程度）、官においてどのようなサービスが提供され、どの程度の実績が上がっているのか、客観的かつ可能な限り定量的な指標を用いて明確化し、上記要求水準とともに公表すべきである。
- (3) モデル事業の事業費は、上記要求水準（提供されるべき公共サービスの水準）との関係において適切な規模とすべきである。この点を明らかにするため、モデル事業の対象事業について、過去数年間（5年程度）の官の実績コストを明確化し、公表すべきである。当該実績コストについては、官民のコスト比較のベースを正しくそろえる等の観点から、直接的な費用のみならず間接的な費用も適切な範囲で織り込む等、原則として当該事業の実施に要する全ての費用を測定すべきである。
- (4) モデル事業に関しては、原則として、価格及び質を適切に評価する総合評価落札方式を用いた一般競争入札が適当と考える。
- (5) 受託者との契約条件は、受託者に過度に負担・リスクを賦課するものではなく、合理的な官民のリスク分担がなされることを前提とし、かつ、安定的な事業実施が確保されるものとすべきである。このような観点から、受託者との責任関係、リスク分担、債務不履行事由の判断基準、債務不履行となった場合の措置、事業終了時における引継ぎ等の手順及びコスト分担等、事業提供開始後、係争の発生の恐れがある点につき予め適切に規定しておくべきである。

以 上